

保護者 各位

上尾市子ども未来部保育課長

**新型コロナウイルス感染症の拡大防止にかかる
復職（勤務開始）時期等の延長および登園自粛の際の手続きについて**

日頃より本市の保育行政に対しご理解、ご協力いただきありがとうございます。

さて、国、県の緊急事態宣言が発出され、保育所等（保育所・認定こども園（保育部分）・小規模保育施設・事業所内保育施設）については、原則開園しておりますが、新型コロナウイルス感染拡大を防止する観点等から、保護者の皆様には、ご家庭での保育が可能な場合は、家庭での保育のご協力をお願いしているところです。

通常、育児休業取得中や求職中の方に関しては、入所から2か月までの復職及び就労開始をお願いしておりましたが、所定の手続きをお取りいただいた場合、期限を延長し7月末までといたします。また、感染のリスクを予防する観点から、長期間登園自粛をされる場合も特例として7月末まで退所扱いとはいたしません。手続きにつきましては、同封しております復職時期延長申出書や休園届の提出が必要となりますので、裏面の表をご参照ください。

今後の保育料の返還等につきましては、ご利用の施設により以下の流れを予定しております。

【公立・私立】…①保育課から保護者へ保育料減額決定通知と還付方法についてお知らせを発送

②保育課から保護者へ日割り計算後の保育料減額分の還付・充当

【小規模・認定こども園・事業所内保育施設】…①保育課から保護者へ保育料減額決定通知を発送

②各保育施設から保護者へ減額分の返還

感染拡大の状況等によって、この取扱いの期間については判断してまいりますので、ご承知おきください。今後も状況等に変更がございましたら、随時周知してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

ご不明な点がありましたら、保育課又は保育所長までお問合せください。

【担当】 上尾市子ども未来部保育課 048-775-5044(直通)

048-775-5121(直通)

●勤務先の新型コロナウイルス感染症拡大防止等により就労状況に影響が生じた場合

| 状況 | 変更内容 | 必要書類 |
|-----------------------------|---|------------|
| 育児休業取得の方の復職期限の延長 | 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の一環として、勤務先との協議の結果、育児休業期間の延長をした場合は、通常の復職期限は入所から2か月(4月入所の場合は5月末)までですが、特例として7月末まで復職期限を延長します。 | 復職時期延長等申出書 |
| | ※令和2年7月31日までに職場に復帰し、復帰後1週間以内に育児休業復職証明書の提出が必要です。 | |
| 求職活動または就労内定の方の就労開始期限の延長 | 新型コロナウイルス感染症の影響により、やむを得ず勤務先の休業や採用時期の延期、解雇となった場合は、通常の就労開始期限は、入所から2か月(4月入所の場合は5月末)までですが、特例として7月末まで就労開始時期を延長します。 | |
| | ※令和2年7月31日までに就労を開始し、就労要件(月64時間かつ16日以上)を満たした勤務証明書の提出が必要です。 | |
| 就労要件未滿で4月に入所した方の就労要件充足期限の緩和 | 新型コロナウイルス感染症の影響により、やむを得ず勤務先の休業や勤務時間の縮小等になった場合は、通常の就労要件充足期限は、入所から2か月(4月入所の場合は5月末)までですが、特例として7月末まで就労要件充足期限を延長します。 | |
| | ※令和2年7月31日までに就労を開始し、就労要件(16日以上かつ月64時間)を満たした勤務証明書の提出が必要です。 | |

●新型コロナウイルス感染症拡大防止のため長期の登園自粛をする場合

| 状況 | 変更内容 | 必要書類 |
|----------------------------|---|------|
| 長期登園自粛(※1ヶ月以上)による入所継続期間の延長 | 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、自主的に長期間の登園自粛をする場合は、通常の休園期限は、2か月間ですが、特例として7月末まで延長します。 | 休園届 |

●提出先

上記の必要書類を令和2年5月20日(水)までにお通りの保育所へ提出してください。

保育所への提出が難しい場合は、上尾市役所保育課まで郵送してください。

郵送先：〒362-8501 埼玉県上尾市本町三丁目1番1号 上尾市役所 5階 保育課

※封筒に「復職時期延長等申出書在中」もしくは「休園届在中」と記入してください。

この通知は保育所在園の全世帯に送付しております。既に書類を提出されている方の提出は不要です。重複のご連絡となることをご容赦ください。